

CHUO SOGO LAW OFFICE NEWS

弁護士法人
中央総合法律事務所

大阪事務所 〒530-0047 大阪市北区西天満2丁目10番2号 幸田ビル11階
電話 06-6365-8111(代表) / ファクシミリ 06-6365-8289
東京事務所 〒100-0011 東京都千代田区内幸町2丁目2番3号 日比谷国際ビル18階
電話 03-3539-1877(代表) / ファクシミリ 03-3539-1878
京都事務所 〒600-8008 京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8番 京都三井ビル3階
電話 075-257-7411(代表) / ファクシミリ 075-257-7433

<http://www.clo.jp>

2020 秋号

2020年10月発行 第100号



ご挨拶

1 新型コロナウイルス感染症の拡大により、社会経済は深刻な影響を受けています。一方、三密回避や不要不急の外出自粛の生活習慣が普及するに相まって、社会におけるIT化が急速に進展しています。企業社会では、いわゆる「電子署名法」、「電子文書法」、「電子帳簿保存法」等によりIT化が進んできましたが、新型コロナの影響により、会議、打合せから取引の折衝や契約の締結に至るまで「対面」から「非対面」へ、「書面」から「ペーパーレス」へと急速に変化していることが実感されます。

行政手続についても、2019年5月、いわゆる「デジタルファースト法」が成立し、手続をITで処理し、同一の情報提供は求めず、手続を一度で済ませるといった原則を柱として、行政手続のオンライン化を目指していますが、IT先進国に比較して、わが国のIT化は相当遅れていると言わざるを得ません。新しく発足した菅内閣は、行政のデジタル化を推進するためデジタル庁の新設を明らかにし、デジタル改革相を任命、社会のデジタル化を大きな政策目標の一つとされました。

裁判手続についても、IT化の動きは例外ではありません。既に、民事訴訟においてファクシミリによる書面の提出が利用され、督促手続オンラインシステムが運用されていますが、民事訴訟手続について本格的なIT化改革がなされます。2017年の「未来投資戦略2017」の閣議決定により、利用者目線で裁判に係る手続等のIT化を推進する方策を速やかに検討することが決められ、内閣官房により「裁判手続等のIT化検討会」が設置され、2018年3月、その報告書が公表されました。その報告書の内容は本季刊ニュース第98号で解説していますのでご参照ください。そして、2018年6月「未来投資戦略2018」の閣議決定により、民事訴訟に関する裁判手続等の全面IT化の実現を目指すことが決定されました。これを受けて、商事法務研究会内に「民事裁判手続等IT化研究会」が設けられ、2019年12月、その報告書が公表されました。そして、2020年2月、法務大臣から法制審議会に対し「近年における情報通信技術の進展等の社会経済情勢の変化への対応を図るとともに、時代に即して、民事訴訟制度をより一層、適正かつ迅速なものとし、国民に利用しやすくするという観点から、訴状等のオンライン提出、訴訟記録の電子化、情報通信技術を活用した口頭弁論期日の実現など民事訴訟制度の見直しを行う必要があると思われるので、その要綱を示されたい。」との諮問がなされました。これを受けて、法制審議会は民事訴訟法(IT化関係)部会を設置、同部会で検討が開始されています。

法制度自体の改正作業とは別に、既に、多くの裁判所において現行法下における民事訴訟の弁論準備手続をウェブ会議で実施する運用がなされ、順次拡大することが予定されています。そして、民事訴訟法が改正された暁には(2022年を目途)、新法に基づき本格的な民事裁判のIT化が始まることになります。そのためには、システムの構築や本人サポート等の環境整備が必要不可欠なことは言うまでもありません。わが国の本格的なデジタル化が社会経済と国民のニーズに的確・適正に対応することを願ってやみません。

2 弊事務所の有志弁護士が、今般、金融財政事情研究会から「カスタマーハラスメント」に関する分かりやすい解説書「あらましとQ&Aでわかるカスハラ」を発刊しました。この内容は14頁に掲載しています。カスタマーハラスメントでお困りの方は是非ご購入いただきますようお願いいたします。

会長弁護士 中務 嗣治郎



弁護士

岩城 本臣

(いわきもとみ)

〈学歴〉

大阪教育大附属高校天王寺
校舎
早稲田大学第一法学部
早稲田大学大学院民法
(篠塚研究室)研修生修了

〈略歴〉

大阪弁護士会副会長
日本弁護士連合会常務理事
日本弁護士連合会編集委員会
委員長
近畿弁護士会連合会研修委員会
委員長

大同生命保険社外取締役
荒川化学工業社外監査役
大研医器社外監査役
朝銀近畿信用組合金融整理
管財人
早稲田大学大学院法学研究科
(ロースクール)運営諮問委員

現在

奥村組土木興業社外監査役
フルサト工業社外監査役
協和テクノロジーズ社外取締役
SN食品研究所社外監査役

〈取扱業務〉

民事法務、家事相続法務、
不動産法務、事業承継、
会社法務、民暴対策法務

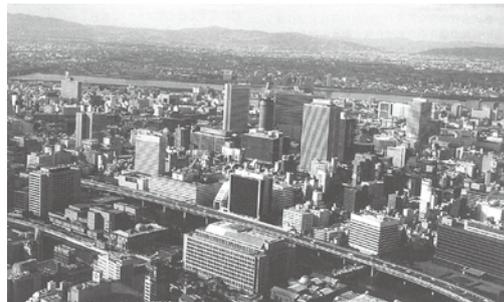
創刊100号を迎えて

弁護士 岩城 本臣

事務所ニュースを発刊して、今号で100号になりました。創刊は1991年6月1日ですから、30年余り前になります。発刊当時を知る者として、多少のウラ話も含めて振り返らせていただきます。

1 表紙撮影のために飛行機を

当時、所属弁護士数はわずか9名でしたが、事務所報発刊には熱い思いがありました。表紙掲載用写真のためにわざわざ航空写真会社を探し、事務所のある幸田ビルを中心に、裁判所、市役所、中之島、大阪駅等を入れた航空写真を撮影してもらいました。写真を見ても懐かしく思い出します。梅田スカイビルも、グランフロントも、HEP FIVEの赤い観覧車もまだありません。タワーマンションも見当たらず、淀川がよく見えます。この30年で、中之島界隈から大阪駅周辺にかけては大きく発展しました。事務所も大阪の経済的發展に負けないよう駆けつけて、現在は弁護士数55名を越え、東京事務所、京都事務所を設けるまでになりました。



2 内容を振り返って

創刊号において、当時の所長中務嗣治郎弁護士は次のようにご挨拶申し上げます。

“当事務所は、より総合的な法的サービスの提供を目指し、昨年来、旧称中務総合法律事務所を中央総合法律事務所と改称し、活動してまいりました。今般、こうした活動の一環として、皆様方に有益な法的情報を提供するために、「中央総合法律事務所ニュース」と題し、ささやかな小冊子の発刊を試みました。”

(1) 創刊号は4ページ立てで、平成2年改正商法を主たる内容としてスタートしました。

今のニュースのページ数から見れば、ささやかだったと思います。年複数回の発行を目指しましたが、2回の年もあり、3回の年もありで、2002年1月(25号)から、ようやく現在に近い紙面レイアウトで年4回発行できるようになりました。

しかし、定期発行を継続するのはなかなか大変なことです。編集担当は、パートナー、アソシエイト、事務局が交代で任にあたっているのですが、通常業務の合間の編集作業ゆえ、苦勞も多くあります。

(2) 掲載内容については、大きく分けて、新法関連の情報等単発ものと連載ものがあります。

【単発もの】

◇ 社会の変化に応じて、法律状況はめまぐるしく変わります。民法、商法をはじめ各種法律が改正、新設された時には、これらに対応すべく速やかに特集ページを組んで、皆様方に情報提供させていただいてきました。

◇ 当事務所の特色として、10人近い弁護士が金融庁に出向した経験を持っていますので、出向弁護士を中心に、金融行政の視点に立った金融法務についての座談会を幾度か掲載しました。

◇ 事務所が主催したセミナー(国際関係、M&A関係、倒産法関係、その他)の報告や、所属弁護士が中心となって発刊した出版物の案内も随時掲載してきました。また、2018年10月(92号)には、大阪と東京での創立50周年記念パーティーの様子を、2019年には、定期的で開催しているリトリート(事務所合宿)の様子についても報告させていただきました。

◇ 毎年新春号では、全弁護士が写真入りの年始のご挨拶をお届けし、日頃お会いすることのできないクライアントの皆様方とも接点を持たせていただきたいという思いで、仕事上とは違ったプライベートをご紹介し、ご好評をいただけてきました。また、事務所が協賛する「ファイナンシャルラ

ンナーズ駅伝」(会場:東京の国営昭和記念公園)の参加報告も、大会開始当初からかさず掲載させていただいています。

【連載もの】

連載ものには多くの固定ファンがおられます。

- ◇ 亡川口富男弁護士(元高松高裁長官)の“裁判エッセイ”は、2002年春(26号)～2016年春(82号)まで14年間全53回に亘り、ご愛読いただきました。「裁判官はどのようにして心証を形成するか」(28号)「なぜ弁護士が役に立つか」(30号)「コラボレーションとしての民事裁判」(31号)など、今も興味深いタイトルが並びます。この裁判エッセイは、2016年に「裁判の心 調停のころ」と題した一冊の本にまとめて法曹会から出版され好評を博しました。
- ◇ 中央総合会計事務所の岡山栄雄税理士(元大阪国税局査察部次長、南税務署署長)にも、2004年新春(33号)～2016年新春(81号)まで12年間、身近なテーマについて、例えば「人間関係が良くなる法則」(33号)「他人を説得する方法」(34号)「人物評価の三原則」(35号)など、示唆に富む話を連載していただきました。
- ◇ オブカウンセル森本滋弁護士(京都大学名誉教授)による「会社法今昔物語」は、日本の商法学会のリーダーの一人として、会社法務にも大きな影響を与えてこられた学者として、将来をも見据えた切り口で種々の課題について切り込んでいただいています。2012年新春(65号)から現在も連載中です。
- ◇ オブカウンセル北川健太郎弁護士(元最高検刑事部長、大阪地検検事正)による「元検察官の弁護士日記」も前号99号からスタートしました。第1回は「合意制度に思うこと」。ゴーン事件で問題になった司法取引が課題です。
- ◇ 小林章博弁護士も京都事務所所長として「京都事務所だより」を発信しました。京都事務所開設の翌年2010年夏(59号)～2017年秋(88号)まで7年間30回に亘り執筆し、祇園祭の山鉦がある「長刀鉦町」町内の一員として京都ならではのエピソードをたくさん書いています。
- ◇ 安保智勇弁護士をはじめとする東京事務所メンバーを中心に、世界に展開する法律事務所ネットワーク「Globalaw加盟法律事務所のご紹介」と題した海外の法律事務所紹介は、2012年新春(65号)～現在まで、28回を数えています。
- ◇ 2015年春(78号)～2019年秋(96号)まで、若手弁護士が中心になり「労務アドバルーン」というコーナーを設け、労務関連法の改正や実務上の対応についての研究成果を発表してき

ました。

このように中央総合法律事務所ニュースは、読み応えあるものとして好評をいただき、今日まで年4回の発行を続けています。今回が創刊100号になることも、実は、事務所ニュースを楽しみにして読んで下さっている方々から、「次号で100号ですね」とご指摘をいただき気がついたものです。ありがとうございます。

3 事務所ニュースの今後は

情報が多様化し迅速性が求められる今、事務所全体としての広報戦略を考えるために、昨年、広報部会を設けました。

具体的には、事務所ニュース担当、ホームページ担当、メールマガジン担当の3部会を設け、基本方針と具体的なサービス提供について鋭意検討し、取り組んでいるところです。

「事務所ニュース」は、今後も新春・春・夏・秋の年4回の発行体制は変わらないと思いますが、中広い広報性が求められる「事務所ホームページ」や、迅速な情報提供が求められる「メールマガジン」等、他の媒体との連携を一層深め、クライアントの皆様方により密度の濃い新鮮な情報を提供すべく取り組んでいく所存です。

皆様方の引き続いてのご支援をよろしく願いいたします。お気付きの点などありましたら、遠慮なくお聞かせいただけたら幸いです。

【メールマガジンのご案内】

当事務所では2020年4月よりメールマガジンの配信をはじめました。ご興味のある方は是非、一度、当事務所ホームページをご高覧ください。

■中央総合法律事務所ホームページ
<https://www.clo.jp/>

トップページ右上の「法律コラム」タブより各種法律コラムとメルマガ一覧がご覧頂けます。

配信希望の方は御社の担当弁護士までご連絡頂くか、メールアドレス(clo_ml.touroku@clo.gr.jp)から「件名:メルマガ配信希望」として、会社名、部署名、氏名、メールアドレスを記載してお申込ください。

金融サービスの提供に関する法律の概要

弁護士 本行 克哉



弁護士
本行 克哉
(ほんぎょう・かつや)

〈出身大学〉
京都大学法学部
京都大学法科大学院

〈経歴〉
2012年12月
最高裁判所司法研修所修了
(新65期)
大阪弁護士会登録
弁護士法人中央総合法律
事務所入所
2017年8月
金融庁検査局企画審査課
金融証券検査官
2018年7月
総合政策局リスク分析総括課
金融証券検査官
2019年8月
監督局銀行第二課
課長補佐(法務担当)
2020年4月
弁護士法人中央総合法律
事務所へ復帰

〈取扱業務〉
金融規制、ファイナンス、
コンプライアンス
訴訟、紛争解決、M&A、
倒産法務、一般企業法務

令和2年6月5日、「金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るための金融商品の販売等に関する法律等の一部を改正する法律」が成立し、同月12日に公布されました。

本稿では、この法律により改称された「金融サービスの提供に関する法律」(以下、「金融サービス提供法」といいます。)の概要を解説します。

なお、同法の施行日は公布の日から起算して1年6月を超えない範囲において政令で定める日とされていますので、令和3年中の施行が予想されます。

1 金融サービス提供法の立法経緯とポイント

近年、オンラインでの金融サービスの提供が活発化し、銀行・証券・保険すべてのサービスをワンストップで受けたいという利用者のニーズが高まっています。

しかし、これまでは銀行、証券会社、保険会社といった金融機関のサービスを仲介しようとする、各業法に基づく許可や登録がそれぞれ必要であったことに加え、特定の金融機関に所属することによる所属金融機関からの指導等への対応の負担が大きかったことなどから、ワンストップで仲介サービスを提供する業者の数は多くありませんでした。

そこで、金融サービス仲介法では、新たに「金融サービス仲介業」を創設し、1つの登録で銀行・証券・保険・貸金業すべての分野のサービスを仲介することを可能とし、特定の金融機関への所属を不要としました。

2 金融サービス仲介業の定義

金融サービス仲介業とは、預金等媒介業務、保険媒介業務、有価証券等仲介業務又は貸金業貸付媒介業務のいずれかを業として行うことをいいます(金融サービス仲介法11条1項)。そのため、金融サービス仲介業者は、既存の仲介業者と異なり、金融機関を「代理」して契約を締結する業務を営むことはできません。

各業務の概要	
預金等媒介業務 (11条2項)	銀行等のために行う①預金等の受入れ、②資金の貸付け又は手形の割引、③為替取引を内容とする契約の締結の媒介 ¹ のいずれかを行う業務
保険媒介業務 (11条3項)	保険会社等と顧客との間における保険契約の締結の媒介を行う業務

有価証券等媒介業務(11条4項)	第一種金融商品取引業者、投資運用業者、登録金融機関と顧客との間において行う①有価証券の売買の媒介、②取引所における有価証券の売買又は市場デリバティブ取引の委託の媒介、③有価証券の募集・売出しの取扱い又は有価証券の私募・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱い、④投資顧問契約又は投資一任契約の締結の媒介のいずれかを行う業務
貸金業貸付媒介業務(11条5項)	貸金業者と顧客との間における資金の貸付け又は手形の割引を内容とする契約の締結の媒介を行う業務

既存の仲介業者が行う業務は定義から除かれているため、既存の仲介業者がそれぞれの分野に係る金融サービス仲介業登録を受けることはできません。そのため、例えば、銀行代理業者が預金等媒介業務を業として行うために金融サービス仲介業の登録を受けることはできません。他方、銀行代理業者が、保険媒介業務を業として行うために金融サービス仲介業の登録を受ける等、既存の仲介業者が異なる分野における仲介を行うために金融サービス仲介業者となることは可能です。

3 取扱可能な金融サービス

金融サービス仲介業者は、顧客に対し高度に専門的な説明を必要とする金融サービスを仲介することはできないとされており、具体的には今後政令で定められることとなりますが、金融庁の法案説明資料等において取扱サービスの具体例が示されています。なお、必ずしも商品毎に線引きがなされるものではなく、例えば保険商品に関しては、保険金額や保険期間による制限を設けることも考えられるとされています。

	銀行	証券	保険	貸金業
取扱可能	普通預金、定期預金、住宅ローン、カードローン等	国債、上場株、投資信託等	傷害保険、旅行保険、ゴルフ保険等	現時点で制限が想定されていない。
取扱不可	仕組預金	非上場株、デリバティブ、信用取引	変額、外貨建	

4 所属制からパートナーの関係へ

現行制度では、既存の仲介業者の多くは、特定の金融機関に所属し、勧誘や説明に関して指導を受ける必要がありましたが、金融サービス仲介業者は、特定の金融機関に所属せず、

金融機関とは業務上のパートナーとしての連携・協働関係となるため、このような指導を受ける必要はありません。

また、現行制度では、所属金融機関が委託先の仲介業者が仲介業につき顧客に加えた損害を賠償する責任を負うのに対し、金融サービス仲介業者との関係ではこのような責任を負いません。そのため、金融サービス仲介業者がサービスの提供に関して損害賠償責任を負った場合の賠償資力の確保のため、金融サービス仲介業者は、保証金の供託義務を負います(金融サービス仲介法22条1項)。

保証金の額は、金融サービス仲介業務の状況及び顧客等の保護を考慮して、政令で定める額とされています(同条2項)、立法過程では、一定の額をベースに、前事業年度に得た手数料その他の対価の合計額の一定割合を加えた額とすることが提案されています²⁾。

5 電子決済等代行業の兼営

電子金融サービス仲介業務³⁾を行う金融サービス仲介業者は、一定の要件を充足する場合には、銀行法の規定にかかわらず、届出を行うことで電子決済等代行業を行うことができます(金融サービス仲介法18条1項、3項)。その場合、当該金融サービス仲介業者は、銀行法上の電子決済等代行業者とみなされ、銀行法の規定の適用を受けることになります(同条2項)。

上記の一定の要件は、銀行法上の電子決済等代行業の登録の際に求められる要件と同様のものが規定されているため、要件自体が厳格化・緩和されたわけではなく、登録に代えて届出で足りるという意味で手続が簡素化されたものです。

6 行為規制

金融サービス仲介業者の行為規制としては、全分野に共通の規制と分野別の規制があります。以下では共通の規制のうち重要と思われるものをご紹介します。分野別の規制に関しては、分野毎に業法が準用されており、基本的に既存の仲介業と同等の規制が課されることとなります。

(1) 利用者財産の受入禁止

金融サービス仲介業者は、その行う金融サービス仲介業に関して、顧客から金銭その他の財産の預託を受け、又は当該金融サービス仲介業者の密接関係者に顧客の金銭その他の財産を預託させることが原則として禁止されています(金融サービス仲介法27条)。

もともと、金融サービス仲介業者が、資金移動業等を兼営して、資金移動業者等として決済サービスを提供することは妨げられないと解されています。

(2) 金融機関から受け取る手数料等の開示

金融サービス仲介業者は、顧客から求められたときは、金融サービス仲介業務に関して当該金融サービス仲介業者が受ける手数料、報酬その他の対価の額その他内閣府令で定める事項を、明らかにしなければならないとされています(金融サービス仲介法25条2項)。そのため、法文上は顧客から求めら

れない限り、手数料等の開示は不要となります。

もともと、金融サービス仲介法の附帯決議等も踏まえ、金融庁において、顧客本位の業務運営に関する原則の下で、金融サービス仲介業者に対し、自主的な手数料等の開示を行うよう促していくことになると考えられます。

(3) 顧客情報の適切な取扱い

金融サービス仲介業者は、金融サービス仲介業務に関し、内閣府令で定めるところにより、その金融サービス仲介業務に係る重要な事項の顧客への説明、その金融サービス仲介業務に関して取得した顧客に関する情報の適正な取扱いその他の健全かつ適切な運営を確保するための措置を講じなければならないとされています(金融サービス仲介法26条)。この規定を受けて、今後内閣府令や監督指針において、顧客情報の適正な取扱いに関する定めが置かれることになると考えられます。

7 まとめ

金融サービス仲介法施行後も、既存の仲介業に係る許可・登録は取得可能であるため、両者を比較してビジネスモデルに合うものを選択することが重要と考えられます。

その上で、新たな金融ビジネスを展開するために金融サービス仲介業登録を活用しようとする事業者様におかれましては、今後定められる政府令等の内容も注視しつつ、ビジネスモデルや体制面などを含めた事業計画を策定し、前広に当局への事前相談を行っていくことが考えられます。

[既存の仲介業と金融サービス仲介業との比較]

	既存の仲介業	金融サービス仲介業
許認可の取得コスト	業法毎の許可・登録が必要	1つの登録で全ての金融分野のサービスの仲介が可能
仲介可能な金融サービス	基本的に制限なし	高度に専門的な説明を必要とする金融サービスは仲介不可
金融機関との関係	所属金融機関からの指導・監督を受ける	パートナー関係のため金融機関から指導等は受けない
保証金の供託	所属金融機関に賠償義務があるため一部を除き仲介業者に保証金の供託義務なし	金融機関に所属しないため、賠償資力確保のために保証金の供託義務あり
手数料等の開示	一部を除き開示義務なし	顧客から求められたときは開示義務あり
電子決済等代行業の兼営	別途登録が必要	電子金融サービス仲介業を行う者は届出で兼営可能

1 ここでの媒介とは、契約当事者の間に立って、当該契約の成立に尽力する事実行為をいうと解されます。
 2 金融審議会「決済法制及び金融サービス仲介法制に関するワーキング・グループ報告」23頁
 3 電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって内閣府令で定めるものにより行う金融サービス仲介業務をいいます(金融サービス仲介法13条1項6号)。



弁護士(日本・ニューヨーク州)
金澤 浩志
(かなざわ・こうじ)

(出身大学)
京都大学法学部
ノースウェスタン大学
ロースクール法学修士
(LLM with honors)

(経歴)
2004年10月
最高裁判所司法研修所修了(57期)
弁護士法人中央総合法律事務所入所

2012年5月
ノースウェスタン大学
ロースクールLLM卒業

2012年8月~10月
Barack Ferrazano Kirschbaum
& Nagelberg LLP(シカゴ)勤務

2012年11月~2013年10月
Rodyk & Davidson LLP
(シンガポール)勤務

2013年8月
ニューヨーク州弁護士登録

2014年1月~2015年12月
金融庁監督局総務課勤務

(取扱業務)
コーポレート・ガバナンス、
金融規制・コンプライアンス、
クロスボーダー取引、
企業再編・M&A

「社外取締役の在り方に関する実務指針」が促すガバナンスの強化

弁護士 金澤 浩志

1 企業ガバナンスにおいて社外取締役が担うべき役割

日本企業におけるコーポレートガバナンス強化の必要性が叫ばれるようになって久しいところですが、そのような中で大きく重要性を増してきたのが、企業において社外取締役が果たすべき役割です。社外取締役は、株主により選任され、経営陣から独立した立場から、経営陣の業務執行の監督を行い、企業のガバナンス強化の中心的役割を担うことが期待されています。

コーポレートガバナンス・コード(「CGコード」)原則4-8では、上場会社は独立社外取締役を少なくとも2名以上選任すべきこととされています。会社法でも、2014年改正法により、監査役会設置会社である上場会社等に対して、社外取締役を置いていない場合には、定時株主総会で「社外取締役を置くことが相当でない理由」を説明する義務が定められています(法327条の2)、令和元年改正会社法では、これを更に一歩進めて、これらの会社に対して社外取締役の設置が義務付けられることとされました。

これらの制度上の手当や投資家からの強い要請もあって、CGコードの上記原則に関するコンプライア率は93.3%に達しており(2019年7月12日時点)¹⁾、少なくとも数字の上では社外取締役の導入が大きく進んでいる状況にあります。

しかし、当然のことながら、単に社外取締役を形式的に導入する、あるいはその数を増やすだけでガバナンスの向上が図られるわけではありません。選任された社外取締役が、単なる数合わせのお飾りではなく、経営陣に対する牽制として実効的に機能することが必要です。

2 「社外取締役の在り方に関する実務指針(社外取締役ガイドライン)」

こうした認識の下、2020年7月31日、経済産業省から「社外取締役の在り方に関する実務指針(社外取締役ガイドライン)」が公表されました²⁾。本指針の策定経緯として「コーポレートガバナンス改革を形式から実質へと深化させるためには、その中核となる社外取締役が実質的な役割を果たし、その機能を発揮することが重要

であるとの問題意識」が背景となっている旨が記載されています。社外取締役に対して、各企業において進められてきたガバナンス強化の取組みに魂を込める役割を期待されていることが分かります。

本指針は第1章「社外取締役の5つの心得」、第2章「社外取締役としての具体的な行動の在り方」、第3章「会社側が構築すべきサポート体制・環境」の全3章の構成となっていますが、本稿では紙幅の都合上、第1章について紹介させていただきます。

なお、参考資料として、本指針の策定に当たって実施された社外取締役へのインタビュー調査・アンケート調査における「社外取締役の声」も併せて公表されています。実際に社外取締役を務めている方の声が収録されているところ、ガバナンス強化に向けた取組みの参考になる考えが多数掲載されており、本指針とともに参照することで、理解がより深まると思われれます。

3 社外取締役の心得

第1章「社外取締役の5つの心得」では、お飾りではない、真に企業のガバナンス向上に資するための社外取締役の在り方についての心得が分かりやすく示されています。現に社外取締役の任にある方や新たに就任される方はもちろんのこと、そのような立場にない方であっても、ガバナンスに関する理解を深めるために参照する価値があるといえます。

《心得1》社外取締役の最も重要な役割は、経営の監督である。その中核は、経営を担う経営陣(特に社長・CEO)に対する評価と、それに基づく指名・再任や報酬の決定を行うことであり、必要な場合には、社長・CEOの交代を主導することも含まれる。

まず第1の心得として、社外取締役が担うべき役割が改めて確認されています。中でも、経営陣の指名・報酬決定が中核であるとして、経営陣に対して社外取締役が持つ牽制力の源泉がどこにあるのかが明らかにされています。

すなわち、社外取締役には、株主の付託の下で、企業の持続的成長・中長期的な価値向上を図る観点から経営を監督することが求められていますが、その基本的な任務は、経営陣の活動に対する評価を報酬に反映させて適切にインセンティブ付けするとともに、当該企業の経営者として適任であるかを客観的立場から判断して、必要に応じて交代を促していくことにあります。このような任務が適切に果たされることで、企業経営に緊張感もたらされることとなります。

なお本指針では、「監督」というのは、経営陣によるリスクテイクにブレーキを踏むというだけではなく、むしろ、資本コストを上回る収益性を確保するための適切なリスクテイクを支えるということも重要な役割であるとされています。「攻め／守り」といった言葉が使われる場合もありますが、バランス感覚をもって、経営陣を適切に後押ししていくことが期待されているといえます。

《心得2》社外取締役は、社内のしがらみにとらわれない立場で、中長期的で幅広い多様な視点から、市場や産業構造の変化を踏まえた会社の将来を見据え、会社の持続的成長に向けた経営戦略を考えることを心掛けるべきである。

社外取締役は、字義どおり、会社の外部者であることに価値があり、ともすれば社内論理や慣行にとらわれがちな社内役員に対して外部の客観的な視点を提供することができる立場にあります。

人材の流動性が低く、終身雇用慣行が根強い日本企業では、長く同一企業を勤め上げた方がトップになる場合が多く、良くも悪くも「社内の常識」に従って判断してしまいがちです。そうした「社内の常識」が不採算な事業の存置を許したり、新たな投資やビジネス展開の足枷となっている場合も多々あります。社外取締役は、そうした状況に切り込むことができるポジションにあることを認識し、会社のために正しいと考えるところを直言することが期待されます。

また、社外取締役には、足元の業績に目が行きがちな執行部門に対して、中長期的な目線から企業経営のあり方を考えるよう促す役割が求められています。本指針ではESGやSDGsというグローバルな潮流も踏まえた持続可能性を意識しつつ経営を行うことが必要であると指摘されています。個別の案件の検討においても、外部環境・潮流を踏まえつつ、当該企業の中期経営計画、ひいては企業理念やビジョンに立ち戻った議論を心掛けることが大切です。

《心得3》社外取締役は、業務執行から独立した立場から、経営陣（特に社長・CEO）に対して遠慮せずに発言・行動することを心掛けるべきである。

心得2の箇所でも述べたとおり、社外取締役は会社の外部者として独立性を有していること、そうした独立性により、経営陣に忖度することなく発言・行動できることに重要な意義があるといえます。

したがって、社外取締役においては、そうした独立性を確保するよう常に努めることが必要であり、本指針では、経歴や血縁関係等に基づく客観的独立性のほか、いつにでも辞任する覚悟を含む精神的独立性、経済的に過度に依存しない経済的独立性が重要であると指摘されています。

《心得4》社外取締役は、社長・CEOを含む経営陣と、適度な緊張感・距離感を保ちつつ、コミュニケーションを図り、信頼関係を築くことを心掛けるべきである。

社外取締役による経営の監督は、単に与えられた権限を行使するというに留まるものではなく、経営陣との間の議論を通じて、あるべき方向性を共に見つけ出していくことが必要となります。そのため、経営陣との間において信頼関係がなければ適切な監督はできません。本指針の参考資料において、経営陣との関係は「和して同ぜず」である、との声が紹介されていますが、社外取締役として採るべきスタンスを端的に言い表しているといえます。

《心得5》会社と経営陣・支配株主等との利益相反を監督することは、社外取締役の重要な責務である。

MBOや支配株主との取引、敵対的買収への対応など、会社と経営陣や支配株主等との利益相反が生じ得る場面に参与する場合、本指針では、社外取締役においては、企業価値の向上と一般株主共同の利益の確保を図るという役割を果たすために、平時よりも踏み込んだ対応が求められるとされています。こうした利益相反が生じ得る有事の際にこそ、社外取締役に期待されている役割を改めて認識し、適切な対応を採ることが必要となるといえるでしょう。

1 株式会社東京証券取引所「改訂コーポレートガバナンス・コードへの対応状況及び取締役会並びに指名委員会・報酬委員会の活動状況に係る開示の状況(2019年7月12日時点)」<https://www.jpex.co.jp/equities/listing/cg/tvdivq000008jdy-att/nlsgeu000004epdk.pdf>
2 <https://www.meti.go.jp/press/2020/07/20200731004/20200731004.html>



弁護士

藤野 琢也
(ふじの・たくや)

〈出身大学〉
関西大学法学部
大阪大学法科大学院

〈経歴〉
2019年12月
最高裁判所司法研修所修了
(72期)
大阪弁護士会登録
弁護士法人中央総合法律
事務所入所(大阪事務所)

研究開発型スタートアップと事業会社のオープンイノベーション促進のためのモデル契約書ver1.0について

弁護士 藤野 琢也

第1 はじめに

オープンイノベーションとは、ハーバード大学の教授により定義された概念です。翻訳者の違いによって様々な定義がありますが、下記の定義がわかりやすいかと思います。

「製品開発や技術改革、研究開発や組織改革などにおいて、自社以外の組織や機関などが持つ知識や技術を取り込んで自前主義からの脱却を図ること。」

具体的なイメージとして、産学連携や他社との共同開発等が挙げられます。

経済産業省は我が国の経済の発展のために、イノベーションを推進する政策を採っており、特に昨今はオープンイノベーションを強く推進していると思われまます。

経済産業省の政策としては、令和2年度税制改革において、国内の事業会社またはその国内CVCが、スタートアップ企業とのオープンイノベーションに向け、スタートアップ企業の新規発行株式を一定額以上取得する場合、その株式の取得価額の25%が所得控除される制度を創設しています。他にも、オープンイノベーションを含めた日本のイノベーション創出の現状と課題の整理等を目的に、オープンイノベーション白書を発行しており、令和2年5月29日には第三版を発表しています。

このように、経済産業省がオープンイノベーションの推進に関する政策を採る中、同省は、令和2年6月30日、公正取引委員会とも協力しつつ、特許庁と共同で研究開発型スタートアップと事業会社の連携を促進するため、共同研究契約やライセンス契約などを交渉する際に留意すべきポイントについて解説した『モデル契約書ver1.0』を取りまとめました。

以下では、モデル契約書が発表された経緯やモデル契約書の目的等についてご説明いたします。

第2 モデル契約書策定の経緯

本モデル契約書が策定された契機は令和2年4月3日の未来投資会議における内閣総理大臣の「企業連携によるイノベーションを成功させるため、スタートアップ企業が大企業から一方的な契約上の取決めを求められたいしないよう、開

題事例とその具体的改善の方向や独占禁止法の考え方を整理したガイドラインを策定する。」という発言でした。

昨今、スタートアップ企業と大企業との間の契約においては、契約条項の一方有利の状態での契約を開始してしまい、「スタートアップ企業のノウハウが流出してしまう」「成果物の定義が不明瞭な検証作業を無償で実施し続けた」「知的財産権が全て大企業に帰属する」「広範囲に及ぶ競業禁止を求められた」等の問題が報告されており、このような問題から発生するマイナスイメージがスタートアップ企業と大企業の間でのオープンイノベーション促進を阻害する結果となっており、あるべき契約モデルの策定が課題となっております。

そこで、経済産業省は特許庁と共同し、オープンイノベーションを促進するための技術分野別契約ガイドラインに関する調査研究委員会を設立し、本モデル契約書の策定に動き始めました。

なお、本モデル契約書が「ver1.0」とされているのは、モデル契約書の公表後、実態調査報告等をふまえ、必要に応じて改訂していくことを前提としていることを示しています。

第3 モデル契約書の検討の前提

オープンイノベーションを促進するための技術分野別契約ガイドラインに関する調査研究委員会は、昨今、オープンイノベーションの成否が企業価値に大きく影響する時代を迎えていると考えており、オープンイノベーションにおいて重要なこととして、いかに「次も一緒に競業したい」と思わせるような関係を構築することができるかという点を重視しています。これは、オープンイノベーションが、単発の取引で終わるといふより、継続的な協力関係によって実現していくことが一般的であり、ネガティブレピュテーションを無視し、一回の取引で一方の利益を最大化することが、結果的に双方の企業競争力を失う結果になることに鑑み、双方の利益の最大化を図り、継続的かつ良好な関係を築くことを重視すべきということを意味します。

このような認識をもとに作られた本モデル契約書において意識される主軸(価値軸)は、「スター

トアップと事業会社の連携を通じて創出された知的財産等の最大活用をもって事業価値の総和を最大化すること」と設定されました。

具体的な事実を加えて解釈するとすれば、次の通りです。

スタートアップ企業は未開の市場や技術の開発に柔軟に対応でき、集中して新たな市場を開拓していくことができますが、経営資源が圧倒的に不足しています。これに対し、大企業は、経営資源が潤沢であるものの、利害関係者が多く、新規市場の開拓や柔軟な対応についてはスタートアップ企業に劣ります。この両者が協力し、お互いの強みを利用し、弱点を打ち消し合うことにより、協力体制により生じる利益を、参加している全ての会社に適切に分配し、企業価値の総和を最大化しようとするものです。

第4 モデル契約書の想定読者

本モデル契約書の想定読者は、①大企業・中堅企業の事業担当、知財・法務担当等②研究開発型スタートアップ企業③ベンチャーキャピタル・CVC等のスタートアップ支援者が挙げられています。

①としては、スタートアップ企業の利益にも配慮し、自社の利益にも配慮されているモデル契約書をベースとすることにより、自社のレピュテーションを害さないような契約を簡単に作成することができ、また、スタートアップ企業の希望する条件が可視化されることにより、柔軟な交渉対応が可能になると考えられます。

②としては、スタートアップ企業においては法務担当者や知財・法務に関する知識・ノウハウや事業会社との交渉経験等が不足していることが多く、本モデル契約書により、解らないままであっても、自社の利益を保護することが可能になるほか、本モデル契約書に付随して公表された逐条解説により、オープンイノベーションに関する契約に必要な知識を簡単に入手することが可能になります。

③としては、自己が投資したスタートアップ企業が利益を無駄に失わないように監督をすることが考えられますが、本モデル契約書を参照することで、実際に投資先企業が締結しようとする契約書を簡単にチェックし、意見や指示をすることができます。

第5 モデル契約書の内容とポイント

共同研究開発の連携プロセスは一般的に以下の通りとなります。

①事業アイデアの選択→②ビジネスモデルの検討→③連携相手の探索→④(1)戦略策定→④(2)協議開始(秘密保

持義務)→④(3)技術検証→④(4)共同研究/ライセンス→④(5)共同事業開始→④(6)次フェーズの意思決定→⑤共同事業開始→⑥上市

この中で、モデル契約書として公表されているのは、④(2)の秘密保持契約、④(3)技術検証(PoC)契約、④(4)共同研究開発契約・ライセンス契約の4種類です。

各契約書では、仮想の取引事例が設定されており、契約書の取り決め内容が具体化されておりますので、実際に契約書の読者が、自己の契約に当てはめて考える際の助けとなるようになっています。

また、各契約書については逐条解説が設定されており、それぞれの契約条項について、どのようなリスクがあるかについてまで記載されている条項もあり、契約におけるビジネスリスクを理解することができます。

なお、本モデル契約書にはタムシートがついています。タムシートでは契約書において定めるべき事項が簡潔に記載されております。

実際の取引では、取引先企業から完成した契約書案を渡され、検討すべき場合も多くあると思いますが、その際に、タムシートを参考に、不足している条項、追加されている条項を検討しますと、当該契約が自社にとってどのような利益があり、どのような不利益があるかがわかりやすく、非常に有用なものとなっています。

第6 終わりに

オープンイノベーションは、企業価値向上のための選択肢としては今や当たり前の時代となってきているところです。

しかし、企業同士が連携して一つの事業を行う場面では、契約関係も複雑になり、整理が不十分であると後に紛争が生じることも考えられます。

これらの契約関係についてもしっかりと整理することが後の紛争予防のためにも重要となります。

【参考文献】

経済産業省HP

・モデル契約書ver1.0

<https://www.meti.go.jp/press/2020/06/20200630006/20200630006.html>

・オープンイノベーション促進税制

https://www.meti.go.jp/policy/economy/keiei_innovation/open_innovation/open_innovation_zei.html

・オープンイノベーション白書 第三版

<https://www.meti.go.jp/press/2020/05/20200529012/20200529012.html?from=mj>



弁護士

宮本 庸弘
(みやもと・のぶひろ)

<出身大学>
大阪大学法学部
京都大学法科大学院
(司法試験合格により退学)

<経歴>
2017年12月
最高裁判所司法研修所修了
(70期)
第一東京弁護士会登録
長島・大野・常松法律事務所入所
2020年4月
大阪弁護士会登録替え
弁護士法人中央総合法律
事務所入所

<取扱業務>
民事法務、商事法務、会社法務
家事相続法務、刑事事件
各種折衝/交渉/調停/
訴訟案件

パワハラ防止法について

弁護士 宮本 庸弘

第1 労働施策総合推進法の改正(パワハラ防止法の成立)

パワーハラスメントの防止に関する国、事業主及び労働者の努力義務を定めるとともに、事業主に対してパワハラ防止のための相談体制の整備その他の雇用管理上の措置を義務づける「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」(労働施策総合推進法)の改正法が令和2年6月1日に施行されました(中小事業主については、令和4年3月31日までは努力義務とされています。)。この改正法は「パワハラ防止法」と呼ばれ、初めてパワーハラスメントを直接の対象とした法律として関心を集めております。本稿では、パワハラ防止法による法規制の概要についてご説明いたします。

第2 パワハラ防止法の概要

1 パワーハラスメントの定義及び事業主の措置義務

パワハラ防止法は、パワーハラスメントを「職場において行われる優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの」と定義し、事業者に対し、当該言動により「労働者の就業環境が害されることのないよう」、当該労働者の相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他雇用管理上必要な措置を講ずることを義務付けました。また、労働者がパワーハラスメントの相談を行ったこと、または事業者による相談対応に協力する際に事実を述べたことを理由として、事業者が解雇その他不利益な取扱いをすることを禁止しております。

2 紛争解決制度の整備

パワーハラスメントに関する労働者と事業者の紛争が生じた場合、都道府県労働局長による助言、指導または勧告、紛争調整委員会による調停の対象とされています。

3 履行確保のための措置

厚生労働大臣は、措置義務に違反している事業者が勧告に従わないときは、その旨を公

表することができます。

第3 職場におけるパワーハラスメントに関して雇用管理上講ずべき措置等に関する指針の概要

パワハラ防止法と併せて、厚生労働省が作成した「事業者が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針」(以下では単に「指針」といいます。))も施行されました。指針において、パワハラ防止法で定められたパワーハラスメントの定義の解釈や事業主に義務づけられる雇用管理上講ずべき措置の内容が具体的に説明されているので、パワハラ防止法の施行を受けて企業が今後の対応を検討する際には、指針の記載を確認することが必須といえます。

1 職場におけるパワーハラスメントの内容

パワーハラスメントの定義の具体的な解釈について、重要な点は以下のとおりです。

(1) 「労働者」とは、いわゆる正規雇用労働者のみならず、パートタイム労働者、契約社員等いわゆる非正規雇用労働者を含む事業者が雇用する労働者の全てをいいます。

派遣労働者については、派遣元事業者のみならず、労働者派遣の役務の提供者を受ける者との関係でも労働者に含まれます。

(2) 「優越的な関係を背景とした」言動とは、当該事業者の業務を遂行するに当たって、当該言動を受ける労働者が当該言動の行為者に対して抵抗又は拒絶することができない蓋然性が高い関係を背景として行われるものを指します。

職務上の地位が上位の者による言動のみならず、同僚又は部下による言動であっても「優越的な関係を背景とした」言動に該当する可能性があります。

(3) 「業務上必要かつ相当な範囲を超えた」言動とは、社会通念に照らし、当該言動が明らかに当該事業者の業務上必要性がない、又はその態様が相当でないものを指します。

この判断に当たっては、当該言動の目的、当

該言動を受けた労働者の問題行動の有無や内容・程度を含む当該言動が行われた経緯や状況、業種・業態、業務の内容・性質、当該言動の態様・頻度・継続性、労働者の属性や心身の状況、行為者との関係性等、様々な要素を総合的に考慮することとされております。

- (4) 「労働者の就業環境が害される」とは、当該言動により労働者が身体的又は精神的に苦痛を与えられ、労働者の就業環境が不快なものとなったため、能力の発揮に重大な悪影響が生じる等当該労働者が就業する上で看過できない程度の支障が生じることを指します。

この判断に当たっては、「平均的な労働者の感じ方」、すなわち、同様の状況で当該言動を受けた場合に、社会一般の労働者が、就業する上で看過できない程度の支障が生じたと感じるような言動であるかどうかが基準となります。

2 事業主が雇用管理上講ずべき措置の内容

事業主が雇用管理上講ずべき措置の内容についても指針において具体化されております。その内容は以下のとおりです。

- (1) 事業主のパワーハラスメントの関する方針等の明確化及びその周知・啓発
- ア 職場におけるパワーハラスメントの内容及び職場におけるパワーハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、管理監督者を含む労働者に周知・啓発すること
- イ 職場におけるパワーハラスメントに係る言動を行った者については、厳正に対処する旨の方針及び対処の内容を就業規則その他の職場における服務規律等を定めた文書に規定し、管理監督者を含む労働者に周知・啓発すること
- (2) 労働者からの相談(苦情を含む。)に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備
- ア 相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、労働者に周知すること
- イ 相談窓口の担当者が、相談に対し、その内容や状況に応じ適切に対応できるようにすること。相談窓口の対応は、労働者が萎縮するなどして相談を躊躇する例もあること等踏まえ、職場におけるパワーハラスメントが現実には生じている場合だけでなく、その発生の恐れがある場合や、パワーハラスメントに該当するか微妙な場合にも、広く相談に対応し、適切に対応するようにすること
- (3) 職場におけるパワーハラスメントに係る事後の迅速かつ適切な対応
- ア 事案に係る事実関係を迅速かつ正確に確認すること
- イ 職場におけるパワーハラスメントが生じた事実が確認でき

た場合においては、速やかに被害を受けた労働者に対する配慮のための措置を適正に行うこと

- ウ 職場におけるパワーハラスメントが生じた事実が確認できた場合においては、行為者に対する措置を適正に行うこと
- エ 改めて職場におけるパワーハラスメントに関する方針を周知・啓発する等の再発防止に向けた措置を講ずること。なお、職場におけるパワーハラスメントが生じた事実が確認できなかった場合においても、同様の措置を講ずること。

- (4) 上記措置と併せて講ずべき措置

- ア 相談への対応又は当該パワーハラスメントに係る事後の対応に当たっては、相談者・行為者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講ずるとともに、その旨を労働者に対して周知すること。なお、相談者・行為者等のプライバシーには、性的指向・性自認や病歴、不妊治療等の機微な個人情報も含まれるものであること
- イ 労働者が職場におけるパワーハラスメントに関し相談をしたこと等を理由として、解雇その他不利益な取扱いをされない旨を定め、労働者に周知・啓発すること

3 事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関し行うことが望ましい取組の内容

セクシュアルハラスメント等と一元的に相談に応じることのできる体制を整備すること、職場におけるコミュニケーションの活性化のための取組、上記2の措置を講じる際の労働者との意見交換など、事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関し行うことが望ましい取組について記載されております

4 事業主が自らの雇用する労働者以外の者に対する言動に関し行うことが望ましい取組の内容

事業主は、自らの労働者が、個人事業主やインターンシップを行っている者など、自らの雇用する労働者以外の者に対する言動についても必要な注意を払うよう配慮するとともに、事業主自らも、労働者以外の者に対する言動について必要な注意を払うよう努めることが望ましいとされております。

5 事業主が他の事業主の雇用する労働者等からのパワーハラスメントや顧客等からの著しい迷惑行為に関し行うことが望ましい取組の内容

事業主は、取引先等の他の事業主が雇用する労働者等からのパワーハラスメントや顧客等からの著しい迷惑行為に関して、適切に対応するために必要な体制の整備等の取組を講じることが望ましいとされております。

事務所執務形態等の変化

弁護士 榎本 辰則



弁護士

榎本 辰則
(えのもとたつり)

〈出身大学〉
京都大学法学部
京都大学法科大学院

〈経歴〉
2018年12月
最高裁判所司法研修所修了
(71期)
大阪弁護士会登録
弁護士法人中央総合法律
事務所入所(大阪事務所)

〈取扱業務〉
民事法務、商事法務、
会社法務、家事相続法務

1 はじめに

本年より、各国に後れをとっていた日本においても、民事裁判のIT化が本格的に始動し、映像を伴うWeb通話による裁判期日の実施が開始しました。紙媒体が主流でアナログな法曹界においては、このようなIT化に苦勞する法律事務所がまだまだ多い中、弊事務所では、この時代の流れに先行すべく、昨年より、MicrosoftのTeamsを用いて所内会議をリモートで行うなど、徐々にIT化を図っておりました。そんな最中、今般の新型コロナウイルス感染拡大の影響により、直接の接触を避ける必要性が高まったことで、弊事務所において従来はみられなかった執務形態の変化を遂げるとともに、新技術を取り入れ、法的サービスの提供の幅が広がりました。

2 リモート会議ツールの利用

弊事務所では、毎週、大阪、東京、京都事務所の全弁護士が参加する会議を行っておりますが、従来、各事務所の部屋に設置されているテレビ会議システムを用いてこれを行っておりました。しかし、緊急事態宣言の発布に伴い、極力狭所での密集を避けるべく、Teamsを用いたリモートでの会議に完全に移行しました。大人数での会議のみならず、所内打ち合わせや小規模の会議などでも、積極的にTeamsを用いて、場所を問わず柔軟な会議を行うことができました。

また、新型コロナウイルスの感染拡大が止まない中、クライアントの皆様においても在宅勤務の形態がとられたり、直接の打ち合わせを控える要請があることに対応すべく、企業においても多く用いられているZoomの利用も開始いたしました。これにより、現在は、クライアントの皆様の要望に応じて、Zoomによる打ち合わせや会議を行うようことも徐々に増えてきました。

3 外部向け情報の発信

対外的には、Zoomのウェビナー機能を用いて、Web上にて外部向けの講演会の配信を開始いたしました。ウェビナーとは、事前に参加登

録をいただいた方々がWeb上にて参加することができる配信ツールであり、リアルタイムで講師である弁護士が講演をした後、質問の受け答えを行うこともできます。最近では、本年8月7日に、弊事務所の本行弁護士が「金融サービス仲介法制的概要と今後の金融ビジネスにおける活用可能性」というテーマでウェビナーにて参加費無料の講演会を行い、多くのクライアントの方々にご参加いただきました。他にも、収録映像によるものですが、オンライン動画セミナーの配信も開始いたしました。

従来、外部向けの講演会は、もっぱら講演会場にて行う形式でしたが、今後は、ウェビナーによる講演会や、収録映像によるオンライン動画セミナーの配信なども積極的に併用しつつ、クライアントの皆様にはアクセスしやすい方法にて有益な情報提供をさせていただきます。弊事務所ホームページの「ニュース」において最新のウェビナーやオンライン動画セミナーの情報をアップしておりますので、参加をご希望の方は、ホームページよりお申込みいただけます。

また、従来は本事務所ニュースにおいて法律コラムをクライアントの皆様にご提供させていただいておりましたが、名刺交換をさせていただいたクライアントの皆様宛に、ホットなリーガルコンテンツをタイムリーにご提供させていただくメルマガの配信も併用するようになりました。それに伴い、弊事務所ホームページにおいて、メルマガで配信させていただいた法律コラムの一覧を表示し、いつでも閲覧可能な状態にしております。

4 おわりに

技術の進展がめまぐるしい現代において、従来の古き良きやり方を継承しつつも、法律事務所における法的サービスの提供の在り方は少しずつ変わっていくべきであると思います。弊事務所は創立50年の節目を越えましたが、これからの更なる50年に向け、いつでもクライアントの皆様への力添えとなれる法律事務所であり続けるために、今後さらに進展していく技術を取り入れながら、良質な法的サービスの提供をさせていただきたいと存じます。

～不可抗力条項の解釈～

弁護士 赤崎 雄作



弁護士(日本・ニューヨーク州)
赤崎 雄作
(あかさきゆうさく)

〈出身大学〉
東京大学法学部
京都大学法科大学院
米国カリフォルニア大学
ロサンゼルス校ロースクール
(LL.M.)

〈経歴〉
2008年12月
最高裁判所司法研修所修了
(新61期)
大阪弁護士会登録
弁護士法人中央総合法律
事務所入所

2015年5月
米国カリフォルニア大学
ロサンゼルス校(LLM)卒業

2015年10月～2016年11月
Apex Juris Advocates &
Legal Consultants(ドバイ、
アラブ首長国連邦)勤務

2018年6月
ニューヨーク州弁護士登録

〈取扱業務〉
渉外法務(中東を含む)、
M&A、金融法務、訴訟・紛争、
知的財産、一般企業法務

1 中東におけるコロナ情勢について

新型コロナウイルスの感染拡大がなかなか収束を見せない状況ですが、中東においても感染拡大は継続しています。本年9月8日の時点において、イランで約39万人、サウジアラビアで約32万人、トルコで約28万人が感染していると発表されており、依然として予断を許さない状況です¹。

本項では、新型コロナウイルスに関連する法務トピックとして、いわゆる不可抗力条項と新型コロナウイルスに関する考え方について、中東における考え方にも触れつつ、ご説明をしたいと思います。

2 不可抗力条項の解釈

我が国において、民法上不可抗力を直接規定する条項はありませんが、不可抗力とは、人の力による支配・統制を観念することができる事象か否かを基準として、外部から生じた要因であり、かつ防止のために相当の注意をしても防止し得ない事由と理解されています。そして、国内の契約においても、不可抗力条項を規定するものが少なくありません。

その解釈に際しては、具体的にどのような文言として規定されているかを確認する必要があります。「感染症の流行」「世界的な感染症」等の文言がある場合のほか、政府当局による各種規制がなされている現状においては「当局による規制」といった文言がある場合も、これに該当する可能性があります。さらには具体的な不可抗力事由の列挙のあとに「当事者の支配の及ばないその他緊急事態」といった文言を規定するものもあり、これに該当する可能性についても検討する必要があります。

3 中東における不可抗力条項の概要

以下、中東のサウジアラビア及びUAEにおける不可抗力条項の位置づけについて、簡単に触れたいと思います。

(1) サウジアラビア

サウジアラビアにおいても契約自由の原則は存在するため、契約に不可抗力条項を盛り込んだ場合には当該条項は原則として有効です。他方、当該条項を規定しない場合には、シャリーア(イス

ラム法)が適用されます。また、不可抗力条項が存在する場合でも、シャリーア(イスラム法)に反する内容は条項に盛り込んでも無効とされます。従って、サウジアラビアにおいては、シャリーア法も考慮の上、不可抗力条項を検討することが必要となります。

サウジアラビア政府より、新型コロナウイルス感染症は「異常突発事由」に該当するとして、契約の調整や終了が可能であるという指令が出されているようです。

(2) UAE

UAEのドバイにあるDIFCにおいても、契約で不可抗力条項を規定した場合にはそれに従うこととなります。他方、契約に規定がない場合、DIFC契約法における不可抗力の規定が適用されることとなります。ここでの留意点は、金銭債務については不可抗力免責の対象とはならないとされていることです。従って、たとえば、建物賃貸借の賃借人が、新型コロナウイルス感染拡大を理由として金銭債務について免責されるとの主張はできないこととなります。

4 終わりに

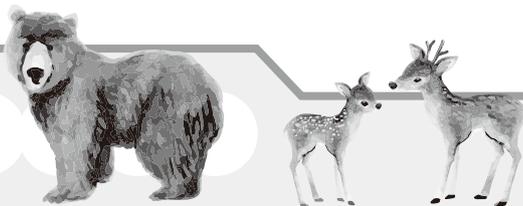
繰り返しになりますが、不可抗力が問題となる場合には、契約書においてどのような文言とされているかが非常に重要です。一口に不可抗力条項と言っても、非常にシンプルなものから具体例を複数列挙したものまで様々です。

不可抗力条項はこれまで注目されることの少ない条項であったと思いますが、今般のコロナ禍が不可抗力に該当するかという観点でにわかに注目を集めています。中東の関連する案件に限らず、今後締結する契約においては、不可抗力条項にも注意を向けることが有意義であるように思われます。

前号の事務所ニュースにおいては新型コロナウイルス感染拡大に伴う実務対応として特集をいたしました。引き続き弊所ではその知見を高めておりますので、関連するご相談がある場合にはお気軽にお声かけいただければと思います。

¹ <https://www.meij.or.jp/content/files/20200908corona.pdf>

自然巡りでの体験



弁護士 角野 佑子

夏休みや連休の時には、マイナスイオンを求めて自然満喫旅行に行くことが1年の楽しみです。日本旅行で一番感動したのは、世界遺産にも登録されている知床半島の観光でした。

知床半島クルーズからみる知床半島の雄大さは言葉には表せないものがあります。また、手付かずの原生林も広がっていて、自然の雄大さにのみこまれそうな感覚に陥ります。

フレペの滝もおすすめで、展望台からは少し遠いですが、滝を上から見ることができ、オホーツク海も見渡すことができます。フレペの滝へいく散策道ではエゾ鹿にも会えます。

この散策道では、夕刻にはヒグマが出没する可能性があるらしく、夕刻に散策する場合には手を叩く・鈴をならす等、音を出しながら歩くようにとのことでした。この散策道を訪れた時、まさに夕刻になっていたのですが、エゾ鹿の親子にも会うことができ、展望台からの素晴らしい景色を眺め、満ち足りた気持ちで、駐車場へ戻る一本道へさしかかろうとした時、前からエゾ鹿の親子連れが5頭こちらに向かって勢いよく走り抜けるように去っていきました。

少し変だなと思いながら歩いていると、数メートル先にたたずんでこちらを見ているヒグマと目が合い、あまりに驚いて、「死んだふりをするのがいいのか」それとも「立ち去ってくれるのを待つのがいいのか」と一瞬で様々な考えがよぎりましたが、ガイドさんから「絶対に背を向けてはいけない。目が合ったら視線を離してはいけない」と言われていたことを思い出し、ヒグマの目を見ながら怖かったので一瞬目をそらしてしまいました。後ずさりながら駐車場まで戻りました。

あの恐怖は忘れられませんが、大自然を肌で感じる瞬間は何ものにも代えがたい感動があり、心がリフレッシュされるとともに、次の日また頑張ろうという活力がみなぎってきます。これらからも、大自然を感じることができるスポットを探して観光をしていこうと思っています。

「あらましとQ&Aでわかるカスハラ」

令和2年7月29日発行

弁護士法人中央総合法律事務所 編

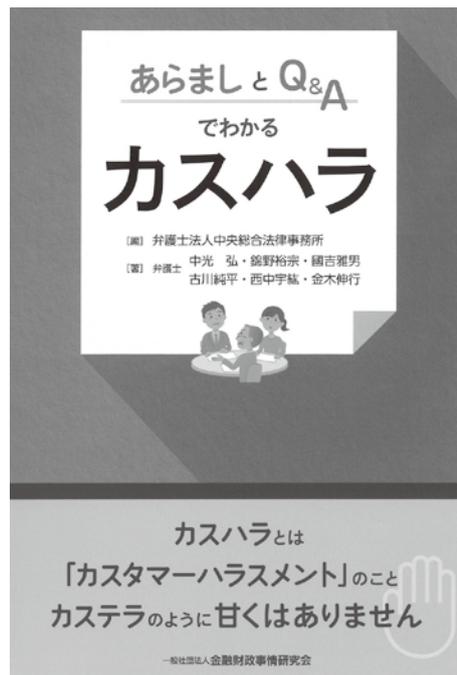
弁護士 中光 弘・錦野裕宗・國吉雅男・古川純平・西中宇紘・金木伸行 著

一般財団法人金融財政事情研究会 発行

近年、パワーハラスメントやセクシャルハラスメントに代表される「〇〇ハラスメント」という言葉を見聞きすることが多くなりました。本書では、その中でも、物の売り手と買い手、サービスの提供者と受給者といった経済的な対価関係があることを前提に生じ、最近特に問題となっている「カスタマーハラスメント」について取り上げました。

第1章の「カスタマーハラスメントのあらまし」では、カスタマーハラスメントの意義やカスタマーハラスメントの具体例などを解説し、第2章では、37にわたるQ&Aの方式でカスタマーハラスメントの実践的な対処方法について解説しています。

本書が、読者の皆様のお役に立てば、幸いです。





弁護士

北川 健太郎
(きたがわけんたろう)

〈主な経歴〉

最高検察庁
刑事部長・監察指導部長
大阪高等検察庁
次席検事・刑事部長
大阪地方検察庁
検事正・次席検事・刑事部長
京都地方検察庁
特別刑事部長
神戸地方検察庁
刑事部長
那覇地方検察庁
検事正
高知地方検察庁
次席検事
外務省(出向)
在中国日本国大使館一等書記官

元検察官の弁護士日記

中国の検察

私が、北京の日本国大使館に勤務したのは、平成7年(1995年)3月から平成10年(1998年)3までの3年間です。ずいぶん昔ですが、阪神・淡路大震災と地下鉄サリン事件が平成7年のことです。中国は江沢民の国家主席時代であり、平成9年には香港返還が行われ、名実ともに植民地支配を脱したことを祝う盛大な行事が北京でも挙行されました。

最高人民検察院は、その名称が示すとおり中国の検察組織の最高機関です。我が国の最高検察庁に相当しますが、国会に相当する全国人民代表大会(全人代)に国務院(内閣に相当)、最高人民法院(最高裁判所に相当)とともに直属し、国の法律監督機関として、公務員の汚職事件の摘発を最重要任務としている点に大きな特徴があります。年1回開催される全人代では、国務院、最高人民法院、最高人民検察院が前年の活動報告を行うのですが、直近の報告によれば、昨年、汚職関連犯罪で起訴した人員が1万8585人という途方もない数字です。汚職の蔓延は共産党政権が国民の支持を失う要因になるとの危機意識から、私の駐在時代にも「反腐敗闘争」として検察院は汚職の摘発に組織を挙げて取り組んでいました。全国各地の検察院の活躍を報道する「検察日報」という日刊紙まであります。しかし、このような努力にもかかわらず、毎年活動報告は、圧倒的多数では承認されるものの、よく見ると反対票が国務院と最高人民法院よりも多く(同業者として同情を禁じ得ませんでした。)、汚職の横行に対する国民の潜在的な不満が、既にかなりのレベルであることがうかがわれました。

その最高人民検察院で私に対応してくれたのが「弁公庁」という事務部門です。我が国から法務・検察関係者が検察院を相手に捜査・調査や組織交流の目的で訪中する際、要望に応じたアレンジをお願いするわけですが、多少の無理があっても快く受けてくれ、本当に助かりました。この背景には、私の先輩達(私は検事出身者では6代目です。)による努力があるわけですが、先方にも、国は違えど同じ検察という仲間意識があることは、メンバーの発言の端々からもうかがわれました。出張者を交えた宴

席の開催にも気軽に応じてくれ、他機関の宴席よりも格段に盛り上がったものです。

とはいえ、そこは国も体制も異なる以上、そうそういいことばかりではありません。例えば、ある日のこと、私は、身柄拘束を受けた邦人の事件について手続法上の疑問を感じ、事件を担当する北京市の中級人民検察院(東京地検に相当)に出掛けたことがありました。法律を制定するのは全人代ですが、下部機関がこれを補充する法規範を作ることが珍しくなく、中には例外措置を定めたものもある上、必ずしも、そのすべてが公表されているわけではなさそうとの事情から、今後のことも考え直接問い合わせることにしたのです。ところが、そのとき対応してくれた女性検察官は「慎重に手続をしている」の一点張りで、食い下がってはみたものの嫌な顔をされただけで、結局、何の成果もありませんでした。邦人保護をめぐるこの種の出来事は少なくありませんでした。

ついでながら、この件には後日談があります。最高人民検察院のいつものメンバーとプライベートで飲むことがあり、中国伝統の酒宴で盛り上がっていたところ、いつもお世話になっている年長の某氏から「おまえ中級検察院でケンカしただろう。」と突然言われたのです。ケンカと言われれば若干の身に覚えなきにしもあらずで、これが問題視されているのかと身構えたのですが、すぐに某氏は「おまえの相手したのは俺の女房なんだ。おまえのことを怒ってて、今日もここに来るのは大変だったんだ。」と言って笑い出したのです。ちなみに中国は夫婦別姓です。私は、よもやの偶然にあ然としてから、実は恐妻家であることが判明した某氏に対し、同じく笑顔で、外交問題ならぬ家庭問題を生じさせたことを謝罪して乾杯し、少なくとも夫の方からは許してもらいました。

思うに任せないこともありましたが、その分やり甲斐を感じた3年間でした。何とか任務を全うすることができたのも、検察院も含めた中国各機関の友人達のおかげと心から感謝しています。その後、時は流れて両国の状況も大きく変わりましたが、日中友好を願う一民間人として、あえて昔話を書かせていただきました。

令和元年会社法改正法は、議決権の代理行使等に関する規定や成年被後見人等の役員資格に関する規定のほか、機関に関する規定について技術的改正をし、支店登記制度を廃止しています。今回は、これらの改正事項について解説します。

1 議決権の代理行使等に関する規定の改正

議決権行使書面や委任状には、株主の氏名・名称や議決権数のほか、住所が記載されている場合があります。いやがらせや名簿業者等からの濫用的な閲覧請求等のおそれがあります。このため、株主名簿の閲覧請求等に倣い、閲覧等拒絶事由が明定され、閲覧等の請求をするには当該請求の理由を明らかにするものとされました。請求の理由は、拒絶事由の有無が判断できる程度に具体的なものでなければなりません。

閲覧等請求を拒絶できるのは、①権利の確保・行使に関する調査以外の目的で、②会社の業務の遂行を妨げ、又は、株主共同の利益を害する目的で、③閲覧等によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報するため、請求を行ったときのほか、④請求者が過去2年以内に閲覧等によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報したことがあるものであるときです。

2 成年被後見人等の役員資格に関する規定の改正

成年被後見人等権利制限措置適正化整備法は、成年被後見人等(成年被後見人と被保佐人)の制度利用促進のため、関係法令の成年被後見人等の欠格条項を定める規定を削除し、個別の実質的な審査規定を整備しましたが、会社については、実効的な個別審査規定の整備が困難であるとして、欠格条項の見直しはされませんでした。

今回、成年被後見人等を取締役等(取締役・監査役・執行役)の欠格事由とする規定が削除され、成年被後見人が、成年被後見人の同意(及び、後見監督人がある場合には、その同意)を得た上で、成年被後見人に代わって取締役等への就任の承諾をすることとされました。被保佐人が取締役等に就任するには、保佐人の同意を得ることとなりますが、保佐人が代理権を付与する旨の審判に基づき被保佐人に代わって就任の承諾をする場合は、成年被後見人の場合と同様となります。

成年被後見人等が取締役等を辞任する方法等の規定はなく、終任については民法の規定に従い、取締役等への就任後後見開始の審判を受けたときは終任となります。

以上の方法でされた取締役等への就任承諾の効力は確定的に生じ(これによらない就任承諾は当初から無効)、成年被後見人等がした取締役の資格に基づく行為は行為能力の制限によっては取り消すことができません。取締役の資格に基づく行為には、取締役会における議決権行使や業務執行等、取締役としての職務執行が広く含まれます。取締役の資格に基づく行為は代理に親しまないため、成年被後見人は成年被後見人である取締役等を代理することはできません。

取締役等に就任した成年被後見人等について、取締役等の義務や会社・第三者に対する責任に係る特則はありませんが、会社は成年被後見人等であることを承知で取締役等に選任したのですから、少なくとも対会社責任については、成年被後見人等であることに配慮する余地があるように思われます。

3 その他の改正

会社が、取締役の責任追及訴訟における和解をするには、各監査役の同意を得なければなりません。監査等委員会設置会社や指名委員会等設置会社についても同趣旨の規定が設けられます。これは法律関係を明確化するための改正です。

会社法は、商業登記のコンピュータ化に併せて、支店登記の簡易化を図りましたが、インターネットを利用した登記情報提供サービスにより、現在では、支店登記の利用例はほとんどありません。このため、支店登記が廃止されます。これは、株主総会資料の電子提供制度と同様、改正法公布の日から3年6月を超えない範囲内で政令で定める日から施行されます。

商業登記規則の改正により、住民基本台帳事務の例に倣い、DV等の被害者等の保護のため、代表者の住所を登記事項証明書に表示しない措置を講ずることができるものとされます(法制審議会の要綱附帯決議)。法制審議会は、インターネットによる登記情報提供サービスにおいて代表者の住所に関する情報を一律に提供しない旨の附帯決議もしましたが、これは、システム改修のため、改正法公布の日から3年6月を超えない適切な時期に実施されます。

●所属弁護士等

弁護士 中務 嗣治郎	弁護士 岩城 本臣	弁護士 森 真二	弁護士 加藤 幸江	弁護士 村野 譲二	弁護士 安保 智勇	弁護士 中光 弘
弁護士 中務 正裕	弁護士 中務 尚子	弁護士 村上 創	弁護士 小林 章博	弁護士 錦野 裕宗	弁護士 鈴木 秋夫	弁護士 藤井 康弘
弁護士 國吉 雅男	弁護士 瀧川 佳昌	弁護士 金澤 浩志	弁護士 堀越 友香	弁護士 平山浩一郎	弁護士 古川 純平	弁護士 松本久美子
弁護士 山田 晃久	弁護士 赤崎 雄作	弁護士 角野 佑子	弁護士 浦山 周	弁護士 鍛冶 雄一	弁護士 高橋 瑛輝	弁護士 岩城 方臣
弁護士 大澤 武史	弁護士 本行 克哉	弁護士 山本 一貴	弁護士 西中 宇紘	弁護士 大口 敬	弁護士 江藤寿美怜	弁護士 祐川 友磨
弁護士 富川 諒	弁護士 山越 勇輝	弁護士 新澤 純	弁護士 小宮 俊	弁護士 新 智博	弁護士 南 純	弁護士 菊地 悠
弁護士 丸山 悠	弁護士 秋山 絵理子	弁護士 宮本 庸弘	弁護士 榎本 辰則	弁護士 金木 伸行	弁護士 西川 昇大	弁護士 山本 淳也
弁護士 藤野 琢也	弁護士 下岸 弘典	弁護士 谷 崇彦	弁護士 榎本 辰則	弁護士 森本 滋	弁護士 北川健太郎	客員弁護士 吉岡 伸一
カザノルニア 弁護士 ルンダ・ローマン	法務部長 寺本 栄	法務部長 上田 泰豊	客員弁護士 アダム・ニューハウス (オランダ共和国) アダム・ニューハウス (オランダ共和国)	客員弁護士 森本 滋 (オランダ共和国)	客員弁護士 北川健太郎 (オランダ共和国)	客員弁護士 吉岡 伸一